

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

背景・目的

高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で所得税の負担率が低下するという逆転現象が生じていた。そのため、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得を有する超富裕層への課税強化のための措置が設けられる。

税制措置の内容

以下の②が①を上回る場合に、その差額分を申告納税する措置が令和7年度の所得から適用されることとなる。

① 通常の所得税額

② $(\text{合計所得金額}^* - 3.3\text{億円}) \times 22.5\%$

合計所得金額：

- 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額（適用する特別控除額を控除した後の金額）
- 上記の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額、スタートアップ再投資やNISA制度において非課税とされる金額は含まない

